

平成26年9月5日（金）

「いじめ防止対策推進法」(平成25年法律第71号)に基づく 国の人権擁護機関としての取組方針

高知地方法務局人権擁護課

第1 関係機関が実施すべき事項

1 人権教育及び啓発

国 地方公共団体	① いじめ防止等の対策を助言・指導する専門的知識を有する指導者の確保と資質の向上, 学校への派遣 (法18条1項) ② いじめの問題性, いじめ防止の重要性, 相談制度又は救済制度等に関する広報及び啓発活動を実施 (法21条)
学 校	① 全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実 (法15条1項) ② 児童等が自主的に行ういじめ防止等の活動の支援 (法15条2項) ③ 児童等, 保護者及び教職員に対して, いじめ防止の重要性について理解を深めるための啓発を実施 (法15条2項) ④ 教職員に対して, いじめ防止等のための対策に関する研修の実施, 資質の向上を計画的に実施 (法18条2項) ⑤ インターネット上のいじめ防止のための啓発 (法19条1項)

2 早期発見のための対策

国 地方公共団体	通報及び相談を受け付ける体制の整備 (法16条2項)
学 校	① 児童に対する定期的な調査 (法16条1項) ② 相談を受け付ける体制の整備 (法16条3項)

3 いじめ問題に対する対策

国	① インターネット監視機関の支援及びインターネット上のいじめ問題に対処する体制の整備 (法19条2項) ② インターネットによるいじめ被害に対する法務局の協力 (法19条3項)
地方公共団体	インターネット監視機関の支援及びインターネット上のいじめ問題に対処する体制の整備 (法19条2項)
学 校	いじめ防止等に関する措置を実効的に行うため, 教職員や専門的知識を有する関係者によって構成する組織を設置 (法22条)

4 いじめ防止等の対策の推進

国 地方公共団体	いじめ防止等の対策の実施状況を調査研究及び検証し, その成果を普及 (法20条)
-------------	--

5 都道府県いじめ問題対策連絡協議会と市町村との連携

地方公共団体	都道府県は, 都道府県いじめ問題対策連絡協議会に關係する機関及び団体の連携が県内の学校におけるいじめ防止等の対策に活用されるよう, 都道府県いじめ問題対策連絡協議会と市町村教育委員会との連携を図るために必要な措置を講ずる (法14条2項)。
--------	--

第2 国の人権擁護機関の関与の在り方

国の人権擁護機関におけるいじめ防止等の対策として、①人権教育及び啓発活動の事業拡大、②通報及び相談を受け付ける体制の周知徹底、③いじめ問題の調査救済に積極的に取り組むこととし、いじめ問題対策連絡協議会においてその役割を明確にし、関係機関との連携を強化する必要がある。

(1) 人権教育及び啓発活動の事業拡大

児童・生徒、保護者及び教職員に対する人権教育として、人権教室、人権に関する講演会及び研修会等を実施する。

ア 実施事業

- ① 児童等に対する人権教室及びパネルディスカッション等
- ② 人権作文コンテストの実施（県と共催）
- ③ 「人権の花」運動の実施（市町村と連携）
- ④ 保護者に対する講演会及び学習会等
- ⑤ 教職員に対する学習会及び座談会等

イ 活動の展開方法

- ① いじめ問題対策連絡協議会において周知徹底を図り、事業計画に明記
- ② いじめ問題対策連絡協議会を通じて、市町村教育委員会及び学校等に働きかけ、人権擁護機関の役割と業務分担を明確化

人権教室の実施状況（平成23年度～平成25年度）

	平成23年度		平成24年度		平成25年度	
	実施回数	参加者数	実施回数	参加者数	実施回数	参加者数
高知	114	7,501	154	6,841	154	7,155
全国	13,123	506,802	15,863	630,879	16,163	650,493

(2) 通報及び相談を受け付ける体制

法務局では、通常の人権相談のほか、子どもの人権110番、子どもの人権SOSミニレターによって相談及び通報体制を確立していることから、その周知徹底を図る必要がある。

ア 子どもの人権110番（0120-003-110）

子どもの人権問題に対応するために設置された全国共通のフリーダイヤルによる電話番号である。

また、毎年6月中の1週間（月曜日から日曜日まで）を「子どもの人権110番強化週間」と定めて、全国一斉の電話相談業務を行っている。

イ 子どもの人権SOSミニレター

SOSミニレターは、平成18年から全国展開され実施しているものであり、全国の小・中学生に対して、後納郵便により相談ができる便せんを配布し、子どもの人権問題の発掘と解消に取り組んでいる。

	実施校数	配布枚数
平成24年	347	63,220
平成25年	334	62,020



(3) いじめ問題の調査救済

いじめ問題において被害者を救済する必要があるときは、一義的には学校の対応に委ねるが、その対応が不適切なときは人権侵害事件の調査救済手続として対応する。

また、インターネットによる名誉毀損といった人権問題については、「プロバイダ責任制限法 名誉毀損・プライバシー関係ガイドライン」（プロバイダ責任制限法ガイドライン等検討協議会作成）によって、被害者本人のほか、法務局がプロバイダーに対して削除要請をすることができる。

いじめ防止等の対策に関するフローチャート

※ 関係機関の専門性を考慮の上、その役割を踏まえた連携協力体制

